

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年2月2日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月14日から同年3月6日まで縦覧に供する。

平成29年2月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 下池地区	坂出市建設経済部産業課
坂出市西庄土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 樋本地区	〃